

[事案 30-131] 新契約無効等請求

・令和元年5月31日 和解成立

<事案の概要>

不当に多件数の契約の乗換等をさせられたこと等を理由として、契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成11年5月以降に契約した8種類・計32件の契約のうち、医療保険、介護保険、変額終身保険等6種類・計19件について、以下の理由等により、各契約を無効とし、既払込保険料（既に解約返戻金が支払われているものについてはその差額）を返してほしい。あわせて、精神的苦痛に対する慰謝料を支払ってほしい。

(1)既契約の解約、減額および払済保険への変更を伴う新契約の申込みに際しては、詳細な説明を聞くことができないまま手続きに係る署名捺印を求められており、解約等が必要であった理由の説明を受けておらず、不当である。

(2)変額保険の説明が不足していた。

<保険会社の主張>

各契約の個々の申込みおよび解約等の手続について特段の問題は認められないため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。

2. 裁定結果

上記手続中、保険会社より、保険期間を終身とする同一保険種類の契約の申込みおよび解約等をはじめ、既契約の解約等を伴う契約を繰り返したことについては、必ずしも申立人の利益に資するとは言えないとして、和解案の提示があり、裁定審査会において検討した結果、これを妥当と認め、申立人に提示したところ、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。